貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年９月)

９月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社富士運輸（法人番号７４３０００２０５５０９１）　代表者竹田直安	北海道小樽市朝里川温泉１丁目２２０番地３	本社営業所	北海道小樽市朝里川温泉１丁目２２０番地３	R1.9.6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１件	令和元年８月２９日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）	０	０
２	佐藤運送有限会社（法人番号９４６００２００４５６４）　代表者大丸主税	北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目３０７番地	本社営業所	北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目３０８番地	R1.9.30	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第４号他４件	令和元年６月１８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［自動車車庫の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第４号）、（２）事故の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第９条の２）、（３）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（４）自動車検査証の備付け義務違反（安全規則第１３条本文関係、第１号）、（５）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第２３条第１項）	２	２
３	セイコウロジックス株式会社（法人番号４４３０００１０３６７９７）　代表者野瀬修	北海道札幌市北区拓北２条３丁目２番１４号	本社営業所	北海道札幌市北区拓北２条３丁目２番１４号	R1.9.30	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他２件	令和元年６月２７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（３）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）	３	３
	以下余白									